

大分市告示第 612 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 7 日付け大分市告示 427 号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、次のとおり指定を解除する。

令和 2 年 11 月 27 日

大分市長 佐藤 樹一郎



1 指定を解除する区域

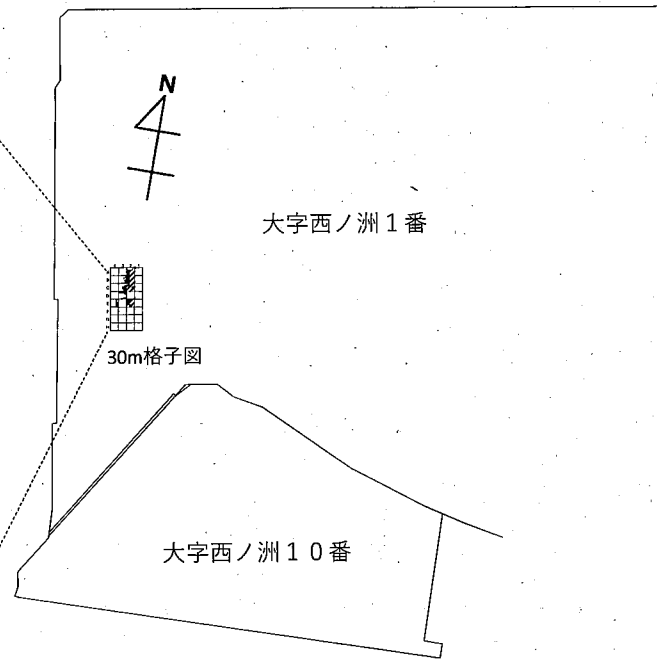
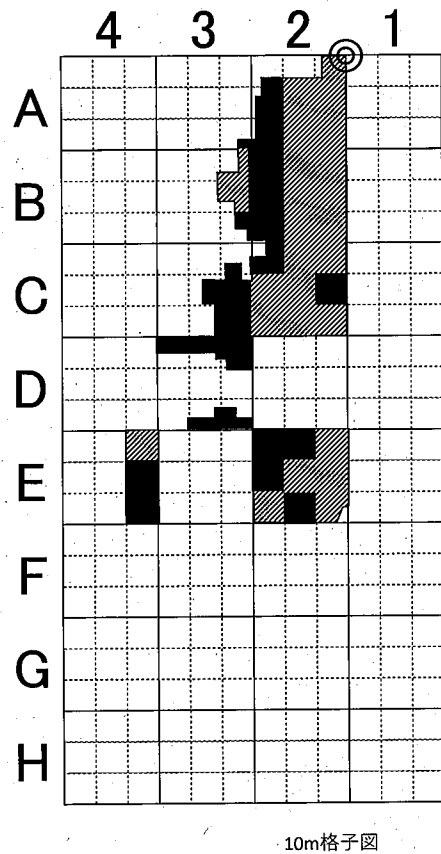
別図のとおり（大分市大字西ノ洲 1 番地の一部）

2 指定を解除する区域において土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質

シアン化合物

ふっ素及びその化合物

別図



< 起点 >
 起点は、北緯33度15分36.698秒、東経131度38分16.278秒の地点とする。

< 格子の回転角度 >
 80° 00' 00"
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回

- < 凡例 >
- ◎ 起点
 - 筆境界
 - 形質変更時要届出区域の指定を継続する区画
 - ▨ 形質変更時届出区域の指定を解除する区画